

## マネー・ローンダリングに関する基本的な取組方針

当行では、マネー・ローンダリング(マネロン)の防止のため、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止ポリシー」を定め、同ポリシーに沿った取組みを実践しております。また、経

営管理部内に「金融犯罪対策室」を設置し、継続的顧客管理や「疑わしい取引」の届出などの各種対応を主導するとともに、役職員への教育等に努めております。

### ■マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止ポリシー

株式会社鳥取銀行(以下「当行」といいます)は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます)防止に関する方針を以下の通り定め、内部管理態勢の整備に取り組んでまいります。

#### 1. 基本方針

当行は、マネー・ローンダリング等防止を経営上の重要な課題と位置づけ、行内の役割を明確に定め、適切な措置を適時に実施できる態勢を構築します。

#### 2. 組織体制

当行取締役会は、マネー・ローンダリング等防止のため行内態勢の構築に責任を持って対応します。

当行は、マネー・ローンダリング対策統括責任役員を経営管理部担当役員とし、金融犯罪対策室をマネー・ローンダリング等防止の主管部署とします。

#### 3. リスクベース・アプローチ

当行は、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、直面しているマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

#### 4. 取引時確認

当行は、取引時確認を適切に行い、その情報を常に最新の状態に保つため、継続的な顧客管理を実施するよう、行内態勢を整備します。

#### 5. 疑わしい取引の届出

当行は、疑わしい取引を適切に処理し、速やかに当局に届け出る態勢を整備します。

#### 6. 経済制裁及び資産凍結

当行は、テロリスト等制裁対象者との取引を排除するとともに、資産凍結等の措置に係る確認を適切に行うよう、行内態勢を整備します。

#### 7. 役職員の研修

当行は、継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリング等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性を有する職員の確保・育成に努めます。

#### 8. 贈収賄および汚職防止

当行は、贈収賄を含むあらゆる形態の汚職行為に関与しません。

ここでいう贈収賄とは、自らが行うものだけでなく、威圧・強要等をもって第三者に行わせるものも含まれます。

#### 9. コルレス契約締結先の管理

当行は、コルレス先の情報を収集し、評価を適切に行い、コルレス先のリスクに応じた対応策を講じます。

また、営業実態のない架空銀行(いわゆるシェルバンク)との関係は遮断します。

#### 10. 遵守状況の監査

当行は、マネー・ローンダリング等防止態勢について、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえ、継続的に行内態勢の改善に努めます。

#### 11. グループ管理

当行は、本ポリシーを当行グループ全体(とりぎんカードサービス、とっとりキャピタル、とりぎんリース)に適用し、総合的なマネー・ローンダリング等防止態勢を整備します。

以上

## マネー・ローンダリングに関する取組み

### ■金融犯罪被害防止にかかる連携協定を締結

2025年5月、当行を含む鳥取県内に営業拠点を持つ金融機関と鳥取県警察本部および中国財務局鳥取財務事務所との間で、金融犯罪被害防止にかかる連携協定を締結いたしました。同連携協定は鳥取県金融機関防犯協議会が実施する「特殊詐欺被害撲滅のための共同宣言(第2弾)」のなかで締結されたものです。

当行では今後も、様々な関係機関と協力し、お客さまの財産を守る取り組みを一層強化してまいります。

